

三重県公共工事共通仕様書改訂内容 H15.6.1

ページ	条	平成14年7月版	改訂(案)	改訂理由
1-11	1-1-21	3. 請負者は、.....「三重県建設副産物再生資源資材使用基準(県土整備部長 平成11年7月)」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	3. 請負者は、.....「三重県建設副産物再生資源資材使用基準(県土整備部長 平成11年7月)」、「三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	「三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱」の遵守の義務付けを追記
1-32	第1節	(追加)	3. 工事に使用する材料は、「三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱」に基づき適切に購入等しなければならない。	「三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱」の遵守の義務付けを追記
1-188	表5-1 配合表	29 (砂防)主副ダム・側壁(砂防)10t以上の根固ブロック 粗骨材の最大寸法 80mm 30 (砂防)主副ダム・側壁(砂防)10t以上の根固ブロック 粗骨材の最大寸法 80mm	29 (砂防)主副ダム・側壁(砂防)10t以上の根固ブロック 粗骨材の最大寸法 40mm 30 (砂防)主副ダム・側壁(砂防)10t以上の根固ブロック 粗骨材の最大寸法 40mm	訂正 訂正
442 447 ~ 466		(追加) 4. 三重県建設副産物処理基準 5. 三重県建設残土再利用要領 6. 三重県建設副産物再生資材使用基準	26 三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱 別紙 三重県建設副産物処理基準	
521		(追加)	別紙 三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱	